

第2編

基本構想

第1章 三木町の将来像

第2章 施策の大綱

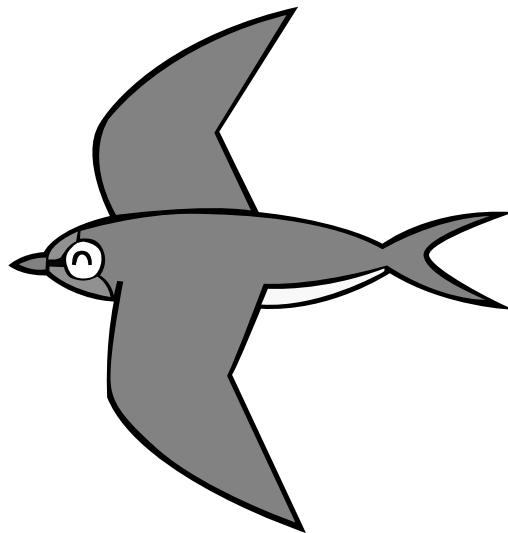
第1章

三木町の将来像

1. まちづくりの基本理念

少子高齢社会の急速な進行で、本町においても本格的な人口減少社会が到来することが予測されます。また、地方自治においても中央集権体制による「国づくり」から、自らの意思と責任に基づく「地域づくり」へと変化しつつあります。このような潮流の中にあって、財源の確保と効率的な行政運営に努め、自らの責任と判断でまちづくりを進めて行き、そして「活力」と「笑顔」あふれるまち・三木町を実現しなければなりません。この「活力」と「笑顔」を基本理念として、まちづくりに取り組むものです。

そして、この理念に基づくまちづくりの原点は「人」であり、「地域」であることを認識する必要があります。他人まかせでなく、自分でできることは自分で解決するという「自助」、個人でできないことは地域で協力して解決にあたる「共助」、それでも解決できない場合は行政と協働して取り組む「公助」、これらの相互補完のもと、町民、町民組織、民間企業、行政による新三木町体制を確立し、ともに知恵と力を出し合いながら「活力」と「笑顔」あふれるまち・三木町を創ります。



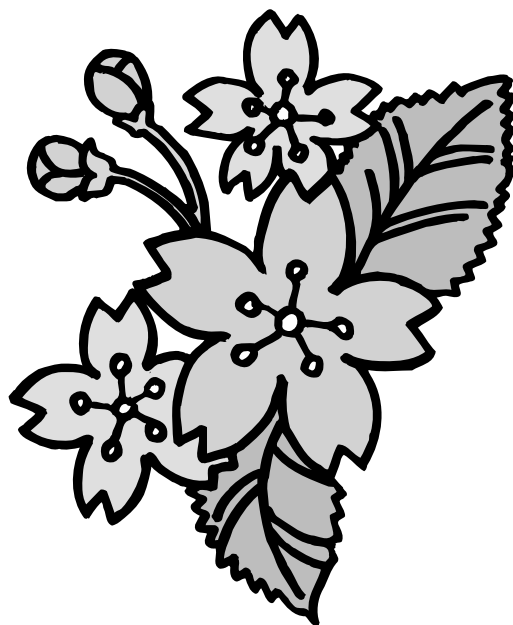
2. まちづくりの将来像

本町はみどり輝く讃岐山脈を源とする新川や吉田川などの河川が南北に流れ、豊かな田園空間が広がる讃岐平野の中にあり、多彩で特色ある自然環境と景観を誇るまちです。

また、県都高松市から車で約 30 分、高松空港まで約 30 分、最寄りのインターチェンジから京阪神へ約 3 時間、岡山へは約 1 時間、愛媛・高知へは約 2 時間という恵まれた交通立地条件を有しています。水稻をはじめ野菜、果物などの特色ある農産物を生み出す農業のまちとして、また、県営高松東ファクトリーパークに進出した最先端の企業などにより活性化する商工業、香川大学医学部附属病院をはじめとする充実した医療・保健・福祉環境、幼稚園から高等学校、大学までの教育施設、文化交流プラザ、サンサン館みきなど多彩な文化施設が充実した、文化環境などの都市として、多様な特性と資源を持っています。

本町のこのような環境を背景にまちづくりの原点である「人」が「地域」において住民主体の「活力」を見出し、発現し、生み出される住民力を高め生かすことにより、三木町ならではの特性や資源を定着させ、産業や生活環境基盤から健康・福祉、教育、文化に至るまで様々な分野における新しい三木町の「笑顔」を自らの手で生み出し、全国に向けて発信していくことが重要です。

このようなことから、三木町がめざす将来像を「人と地域が輝き、活力と笑顔あふれるまち 三木」と定め、町民との協働体制の確立により地域が生き活きとよみがえり、活力と笑顔のあふれるまちづくりに挑戦していきます。



第2章

施策の大綱

1. 豊かな自然と共生し環境にやさしいまちづくり

(1) 環境・景観の保全と創造

平野部から南部山間地域まで水と緑にあふれた自然環境と景観を保全し、森林や河川環境を守り、水質汚濁など地球における環境問題から地球温暖化等の環境問題に至る環境問題への対応や新エネルギーの導入など環境・景観施策を総合的に推進します。

(2) 循環型社会の創造

循環型社会の構築に向けて、平成20年度に策定した三木町一般廃棄物処理基本計画に基づき、物を大切にし、自然を大事にする理念により、三木町にふさわしいごみ処理や収集・リサイクル体制の強化を図り、町民への啓発を推進しながら、ごみ分別の徹底や3R（Reduce, Reuse, Recycle）運動の推進、不法投棄の防止を呼びかけるとともに、バイオマス資源の利活用によるバイオマスタウンの構築をめざします。

(3) 生活用水の安定供給

快適な毎日の生活に欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給を図るため、三木町水道ビジョンに基づき、配水管の老朽化や災害時への対応、水質の保全に努め、配水施設などの各種上水道施設の整備を計画的に推進します。

また、渇水時に対応できる自己水源の確保を図るとともに、町民の節水意識の向上などによって限られた水資源の有効活用をめざす節水型まちづくりを推進します。

(4) 生活排水の適正処理

河川の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、公共下水道をはじめ農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活排水処理の適正化に努めます。

(5) 公園・緑地の整備

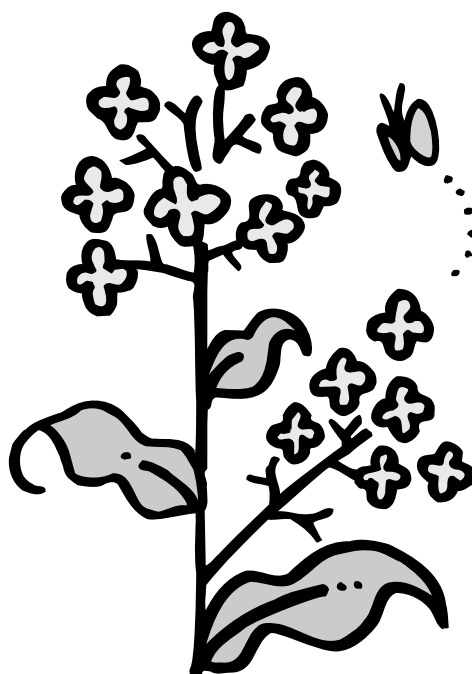
ふれあいや憩いの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向けて、公園・緑地の整備に努めるとともに、緑化活動を推進します。

(6) 住宅対策の推進

定住の促進と快適・安全・安心な住まいづくりに向け、平成18年3月策定の「三木町公営住宅ストック総合活用計画」を踏まえ、老朽木造住宅の整理、狭小敷地の整理、適正管理戸数への移行、ユニバーサルデザインを取り入れるなど高齢者や障がい者に配慮した暮らしやすい住宅の供給などに取り組んでいきます。

(7) 道路・交通網の整備

四国横断自動車道（高松自動車道）の開通、長尾街道バイパスの完成により本町の基幹道路が整いました。これら基幹道路へのアクセスの効率化や、安全性・利便性の向上はもとより、町全体の均衡ある発展に向け、国道193号（町南部）をはじめとする国・県道の整備を関係機関に働きかけていくとともに、幹線町道や身近な生活道路の整備と維持管理を計画的、効率的に推進します。



2. 活力にあふれ産業が躍動するまちづくり

(1) 農林業の振興

水稲をはじめ野菜、花きなど多彩で特色ある農産物を生産する本町の基幹産業である農業は、意欲と能力のある担い手の育成・確保、農業経営の法人化の促進などにより経営体制の強化を図り、農産物の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進するとともに、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の充実や遊休農地・耕作放棄地対策を図ります。

また、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の促進をはじめ、体験・観光農業の取り組みなどによる都市との交流の促進、農作物直売体制の充実や学校給食との連携などによる地産地消の促進など多様な取り組みを一体的に進めます。

(2) 商工業の振興

地元商店と大型商業施設が共存共栄するにぎわいのあるまちづくりに向け、商工業振興の中核的役割を担う商工会の支援に努めるとともに、これと連携しながら経営革新や後継者の育成、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、ほかの産業との連携による新たな商業の創出など、近代的・魅力的な商業活動の促進に取り組めます。

また、伝統的な地場産業と希少糖の事業化、県営ファクトリーパークへの進出企業などによる活力の向上と雇用の確保をめざし、経営革新や経営の安定化、地場製品の育成を支援するとともに、企業誘致を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の誘致に努めます。

(3) 観光の振興

本町のシンボルである白山、小蓑地区の虹の滝、標高 627.1 メートルの高仙山山頂公園など風光明媚な景勝地の維持管理に努め、グリーンツーリズムなどの協力者と連携を図りながら、滞在プランやイベントなどを企画・発信するなど集客の向上に努めます。

また、半世紀を超える伝統を持つ「いけのべ七夕まつり」や、獅子の里として東讃の代表的な秋の風物詩となった「獅子舞フェスタ」など、本町の活力と魅力を堪能できるイベントに支援していきます。

3. 人々が支えあい健康でいきいき暮らせるまちづくり

(1) 地域医療体制の確立

高度先進医療を提供する特定機能病院として、救急医療や高度な医療を担う香川大学医学部附属病院と、地域医療機関との連携を促進し、地域包括医療・ケアマネージメントに努めるほか、医療情報の共有化を図ることにより、円滑かつ効率的な医療の提供及び患者サービスの向上をめざします。

また、救急医療体制を充実させることにより、町民が安心できる地域医療体制を構築します。

(2) 健康づくりの推進

町民一人ひとりが健康寿命を伸ばし、長く健康で生き生き楽しく生活できるよう健康増進計画などの指針に基づき、健全な生活習慣の形成のための自主的な健康づくりの促進、地域の現状を踏まえた健康診査、指導等の推進、安心して子どもを産み育てられる母子保健体制の充実など、体系的な保健サービスを推進します。

(3) 子育て支援の促進

少子社会が急速に進行し、全町的な対応が急務となっている中、三木町次世代育成支援行動計画に基づき、地域における子育ての支援、母性や乳児・幼児等の健康の確保と増進、教育や生活環境の整備、愛育会など子育てに取り組む団体への支援など子育て家庭を社会全体で支援する多面的な取組みを推進します。

(4) 高齢者福祉の推進

超高齢社会の到来を見据えた総合的な対応が求められる中、すこやか現役プラン・三木（三木町高齢者保健福祉計画）等に基づき、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、安心介護のまちづくり、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進していかねばなりません。

また、介護予防に向けた施策を推進するとともに、高齢者福祉の総合的・中核的機関である地域包括支援センターの充実に努めます。

(5) 障がい者福祉の推進

障がい者が安心して地域の中で自立した生活を送ることができるよう、三木町障害福祉計画に基づき、障害者自立支援法の趣旨に沿ったプランにより、介護給付や訓練等給付の実施、地域生活支援事業の推進などを進めながら、啓発、広報の充実や情報提供・相談の充実、保健・医療サービスの充実、生活支援の充実、教育・療育の充実、雇用・就労支援の充実など総合的な取組みを進めます。



4. 人々が助けあう安全・安心なまちづくり

(1) 防災・消防体制の強化

町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、町防災計画に基づき、自主防災組織の強化をはじめ各種災害対応能力の向上を図り、防災体制の整備・充実などにより災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の整備を図るとともに、国民保護計画に基づく施策を推進します。

また、常備消防と町内消防団との連携を強化するなど、消防力の更なる向上に取り組みます。

(2) 防犯対策の推進

全国的に子どもや高齢者が被害者となる犯罪が多発し、犯罪に対する安全性の確保が重視される中、警察や少年育成センターなどの関係団体との連携のもと、自主的なPTA協議会などの地域安全活動や啓発活動の推進、防犯パトロール活動を促進するとともに、防犯灯の充実を図るなど、地域ぐるみで防犯体制の強化に努めます。

(3) 交通安全の推進

交通事故のない安全・安心なまちづくりをめざし、警察や交通安全推進協議会、こじかクラブなど町内関係団体との連携のもと、交通安全教室や啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、事故多発箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を進めます。

5. こころ豊かで文化の香り高いまちづくり

(1) 幼児教育の充実

幼児期の教育は家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、幼児の健やかな生育と生きる力の基礎づくりのための良好な環境整備が必要です。

幼稚園における教育内容の充実に努めるとともに、園児数の減少を勘案し、施設の整備や幼稚園の統合による規模の適正化を検討します。

(2) 学校教育の充実

子どもたちが明日の三木町を担う人材として成長していくことができるよう、地域の教育力を生かした特色のある教育の推進による確かな学力を身につけ、人権教育や道徳教育、健康教育等の充実をはじめ心の問題への対応等による豊かな人間性の育成、食育の推進等による健康・体力の育成など生きる力を育成するための教育を推進します。

(3) 高校・大学等との連携

県立三木高等学校をはじめ香川大学農学部・医学部、木田地区医師会附属准看護学院という町内にあるこれらの教育機関は、三木町の貴重な財産です。

高校のオープンスクールや農学部における希少糖研究、医学部の各種公開講座やシンポジウムなど地域が一体となってこれらの機関とともに学び、研究に関わっていく体制を強化します。

(4) 生涯学習の推進

町民が生涯にわたって学び充実した人生を送れるよう、サンサン館みきを中心とした各種講座の充実、各地区公民館などの学習活動の推進、子ども会や婦人会、老人会などの各種団体の自主活動の支援のほか、各施設・団体間の連携を図った全体的な活動の支援に努めます。

また、社会変化や町民ニーズに即した教室の企画・開催、指導者やボランティアの育成、学習情報発信体制の整備等の拡充も図ります。

(5) 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境が変化する中、明日の三木町を担う青少年の健全育成に向けて、少年育成センターを中心に、関係機関、団体が一体となった体制を確立し、補導活動や不審者対策、相談事業、環境浄化活動を展開し家庭や学校など、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

(6) 文化・芸術の振興

地域文化の継承と新たな三木町の文化の創造に向け、町文化協会など各種文化芸術団体の育成・支援に努めるとともに、三木町の文化の殿堂である文化交流プラザを活用し、多様で文化の香り高い芸術を鑑賞する機会や成果を発表する場を充実させるとともに、指導者の育成・確保に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を推進します。

また、町内にある有形・無形の貴重な文化財の保護と保存に努めます。

(7) スポーツの普及

町民が生涯にわたって日常生活の中でスポーツに親しみ充実した生活を送り、健康の保持、増進と体力づくりが行われるよう町総合運動公園をはじめ町内スポーツ施設の充実や管理運営体制の充実を図るとともに、町体育協会、さぬき三木スポーツクラブなどの各種スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の拡充などスポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

(8) 国内・国際交流の促進

平成21年4月に姉妹都市提携したカナダ・ディズベリー町との国際交流を教育、文化、産業など幅広い分野において一層推進するとともに、北海道七飯町との地域間交流の充実を進めます。

6. とともに考え行動し自らが参加するまちづくり

(1) 人権尊重のまちづくり

同和問題をはじめあらゆる人権に対する町民一人ひとりの理解と認識を徹底するため、人権教育・啓発に関する基本計画等に基づき、あらゆる機会を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

(2) 男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画プランに基づき、意識改革の推進や様々な分野における男女共同参画の推進を図ります。

(3) 情報公開の推進

広報みきや議会だより、ホームページなどによる広報、広聴活動の拡充や積極的な情報の公開・提供を行うことで、町民に対する説明責任を果たすとともに、情報・意識の共有化を図り、町政に対する町民の理解と信頼を深め、多様な分野における町民・町民組織・民間企業・行政の新たな関係を構築します。

(4) 行財政の健全化

本格的な地方分権時代に対応した自主・自立の自治体を創造・経営していくため、果敢に行財政改革を実行することで、財政運営の健全化をはじめ、税の適正な賦課徴収、人件費の削減、職員の意識改革、町民と行政との協働システムの構築に取り組むとともに、新たに行財政評価制度を導入することで、限られた財源を真に有効で効果的に生かせる町民本位の行政運営を確立します。